

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

税制と社会保障に関する研究

平成17・18年度 総合研究報告書
(平成18年度 総括・分担研究報告書を含む)

主任研究者 金子 能宏

平成19(2007)年3月

目次

I.	平成17・18年度総合研究報告書	
	「税制と社会保障に関する研究」	3
	金子能宏	
II.	平成18年度総括研究報告書	
	「税制と社会保障に関する研究」	15
	金子能宏	
III.	平成18年度分担研究報告	
III-1.	経済の観点からの税制と社会保障に関する分析	
	(論文)「社会保障財源としての租税」	25
	加藤久和	
	(論文)「社会保険の事業主負担が企業の雇用戦略に与える影響について」	44
	酒井正	
	(論文)「所得格差と直接税の負担に関する分析」	90
	小島克久	
	(論文)「市町村合併の効果分析―福祉予算等の市町村決算状況調を用いた予備的考察―」	105
	山本克也	
	(論文)「リスクシェアリングとしての基礎年金―長生きのリスク所得変動リスク―」	129
	宮里尚三	
	(論文)「高齢者福祉の展開と介護保険の経済的便益 ―高齢者福祉財政における費用便益分析の応用―」	147
	金子能宏・佐藤雅代	
	(論文)「障害者福祉の財政と経済的便益 ―税財源による障害者福祉と関連施策の費用便益分析―」	167
	金子能宏	
	(論文)「社会保障負担の経済効果」	188
	米山正敏	

Ⅲ-2. 制度的観点からの税制と社会保障に関する分析

- (論文)「社会保険における事業主負担の規範的性格と転嫁・帰着に関する考察
—健康保険の事業主負担を中心に—」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 207
島崎謙治
- (論文)「近年の税制改正が医療・介護に係る高齢者負担に与えた影響に関する考察」・・・・・・・・ 236
東 修司
- (論文)「欧州諸国の社会保障財源（税と保険料）の構造」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 252
本田達郎
- (論文)「ドイツの社会保障制度財源における社会保険料と税について」・・・・・・・・・・ 283
漆原克文
- (論文)「フランスにおける一般社会拠出金の我が国に与える政策的含意
—一般社会拠出金はなぜフランスで受け入れられたか—」・・・・・・・・・・ 309
本田達郎
- (論文)「工業労働者個人ベースでみた公的負担の動向について
—「賃金への課税」からの分析—」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 325
本田達郎
- (論文)「家族形態の変容と子どもを持つ家族への所得保障
—児童手当・扶養控除の対象の考察—」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 351
尾澤恵
- (論文)「カナダ連邦児童給付制度の変遷に関する考察」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 372
尾澤恵
- * 研究協力者による経済分析と制度分析を合わせた研究
- (論文)「税制と社会保障の分析視点と国民負担率の概念構成」・・・・・・・・・・ 394
京極高宣

IV. 税制と社会保障に関する中小企業調査

調査概要	419
調査票	422
集計結果	428

税制と社会保障に関する研究

平成 18 年度 研究者名簿

主任研究者：	金子能宏	国立社会保障・人口問題研究所
分担研究者：	漆原克文	川崎医療福祉大学医療福祉学部
	加藤久和	明治大学政治経済学部
	小島克久	日本社会事業大学社会事業研究所
	佐藤雅代	北海道大学公共政策大学院
	本田達郎	医療経済研究機構
	宮里尚三	日本大学経済学部
	島崎謙治	国立社会保障・人口問題研究所
	山本克也	国立社会保障・人口問題研究所
	米山正敏	国立社会保障・人口問題研究所
	尾澤恵	国立社会保障・人口問題研究所
	酒井正	国立社会保障・人口問題研究所
研究協力者：	京極高宣	国立社会保障・人口問題研究所
	東修司	国立社会保障・人口問題研究所
	横山由起子	兵庫県立大学経営学部

1. 平成 17・18 年度総合研究報告書

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

「税制と社会保障に関する研究」

平成 17・18 年度 総合研究報告書

主任研究者 金子能宏 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部 部長

研究要旨：税制については、少子高齢化の進展と経済環境の変化の中で、財政再建と経済成長を両立させることを踏まえ、改革が進められている。「その際、個人のライフスタイルの多様化等が進む中、所得・消費・資産等多様な課税ベースに適切な税負担を求めていくことが課題となる」（平成 16 年 6 月税制調査会）とされていることから、社会保障制度については、その財源を保険料から目的税化した消費税にすべきとの議論や年金の基礎的部分は税財源によるべきとの議論など、税制に関する議論が出ている。平成 19 年度の税制改正に関する答申においても「歳出削減を徹底して実施した上で、それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対する安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないよう」こと、そのために「税制が経済や財政にどのように関わるかというマクロ的な視点、税制が企業や家計にどのように関わるかというミクロ的な視点に立った分析が必要である」ことが指摘されている。

したがって、本研究では、少子高齢化の進展と経済環境の変化の中で、持続可能な社会保障制度の構築にはどのような税制のあり方が望ましいかについて方向性を見出すための研究を行う。研究課題としては、マクロ的な視点から、消費税等の税の転嫁・帰着の問題を主要な論点として取り上げ、また消費税の利用が議論されている年金制度の給付と負担の在り方についても計量分析を行った。また、事業主や家計への影響などミクロ的な視点を考慮した分析については、税と保険料の役割分担、家族政策における手当と税制の関係、所得再分配を考慮した税と社会保険料負担との関係などについて、OECD（経済協力開発機構）や先進諸国の動向を把握しながら、制度分析を行った。

平成 17 年度は、マクロ的な観点からの分析により主に以下の点が明らかになった。①消費税の導入と引き上げの転嫁に関する時系列分析を行った結果、導入時点よりも引き上げ時点の方が転嫁の程度が大きい。②マクロ計量モデルによる推計では、国庫負担を全額消費税で賄うこの場合の消費税率は追加的に数%あがり、転嫁の可能性を考えると、この案は慎重にすべきである。③年金制度の負担と給付の関係の在り方についてスウェーデン方式（最低補償年金のある概念上の拠出立て年金制度）を採用した場合の影響をシミュレーション分析した結果、経済厚生は必ずしも改善されない場合があることが示された。

平成 17 年度の制度分析については、社会保障財源として社会保険料と税金のどちらが社会的公平の観点から望ましいかは重要な論点であるため、この問題について文献研究を行い、OECD（経済協力開発機構）の研究動向や先進諸国の改革動向をヒアリング調査し、主に以下のような結果を得た。

①社会保険料の性格は、「給与税・賃金比例税」、「外形標準課税」である。事業主負担も労務費であるが、労働組合との交渉コスト等により賃金が下方硬直的であれば事業主負担の完全な後転は生じないなど社会保険料の帰着・転嫁は簡単ではない。②社会保障費用の増加に対して税財源の追加等の修正は、社会保険方式を中心としているドイツやフランスでも、近年必要と認識されている。③児童扶養控除、家族手当、払戻型児童税額控除、非払戻型児童税額控除の諸制度を経験したカナダで、1992年に家族手当を廃止して払戻型税額控除に一本化した背景には、水平的平等よりも貧困対策をより重視する政策転換があった。

平成18年度は、マクロ的な視点から、社会保障財源と経済成長率との関係、基礎年金と完全比例年金の比較、市町村合併による福祉費用等への影響を分析し、賃金・雇用に対する帰着の実証分析を行った。さらに、高齢者福祉と障害者福祉における税財源の活用の根拠を費用便益分析により検討した。その結果、以下の点が明らかになった。①回帰分析を用いて厚生労働省見通し（2006年5月）の2015年度41兆円の公費負担を実現する経済成長率を試算した結果、2005～15年度にかけて名目3.6%の成長率が必要となり、持続的成長と社会保障制度との両立の重要性が確認された。②長生きのリスクも考慮し、定額給付の基礎年金部分を完全な所得比例型に変更した場合のシミュレーションを行った結果、所得比例型は定額給付より社会厚生が低くなる場合がある。③市町村合併により、歳入に占める公債比率が上がり、社会福祉費や児童福祉費老人福祉費は伸びが小さくなるのに対して、生活保護費が伸びる影響が見られる。④「賃金構造基本統計調査」を用いた推計の結果、事業主負担が増えると賃金が低下するという関係が一部に見出された。⑤中小企業に対するアンケート調査によれば、社会保障財政の安定化のために仮に社会保険料の引き上げがある場合には賃金・雇用調整で対応する後転・帰着が生じやすいのに対して、仮に消費税率の引き上げがある場合には価格転嫁が生じやすいという、社会保障負担の変化に対する企業の対応の非対称性が明らかとなった。⑥社会的入院と対比した場合の介護保険の経済便益と介護保険による家族の負担軽減効果は高齢者に対する医療・介護予算の規模と比べて遜色ない大きさである。⑦障害者福祉により障害者が地域で暮らすことの社会的便益は、障害関係給付額を凌駕する大きさという推計結果を得た。

平成18年度のマクロ的な視点を踏まえた制度分析とOECD及び諸外国の動向調査とから、主に以下の点が明らかになった。①事業主負担は利益享受説を基本とし利益享受者の参画による制度の安定的・効率的運営に正当性を見出せる。②健康保険法上事業主負担は事業主が負担することや賃金ではないが、他方、会計上や税法上は労務費として捉えられており国民所得計算や労働分配率計算上は雇用者（被用者）報酬に分類されるなど、法律上の規範性が会計制度等において貫徹されていない。③フランスではOSGの導入とその引き上げにより社会保障の税財源への依存が高まり、ドイツでも年金給付総額の約3分の1に連邦一般財源が投入され、2004年から疾病金庫に一般財源の補助金交付がなされているのに対して、イギリスでは税財源と社会保険料の割合は一定であり、各国の現状は一律ではない。社会保険方式が中心であるが、これを補う税財源の活用が進むと考えられる。④税制改正は、医療保険や介護保険における低所得者に対する配慮措置が、市町村民税非課税ライン等を適用基準としていることや世帯全員が非課税という状況に着目している点で高齢者の生活と関係しており、高齢者の負担の激変緩和措置を講じることは現実的な対応と考えられる。⑤カナダ連邦児童給付制度が一つの制度に整理される際に家族手当ではなく払戻型の税額控除の手法が選択された理由は、所得に応じて給付額をなだらかに変えることができる払戻型の税額控除には働くインセンティブがあるからである。社会保障負担は経済活力を阻害する可能性があるという

指摘を考慮すると、インセンティブを考慮したカナダの児童給付制度は我が国に示唆を与えるものである。

以上の分析から、我が国において、社会保険料を中心とする社会保障の財源は、税制も重要な役割を担い始めているが、持続的な制度の発展のためには、社会保険料と税負担それぞれの規範的性格を踏まえつつ、転嫁・帰着などのマクロ的な影響と高齢者の生活安定や就労インセンティブなどミクロ的な影響の双方に配慮することにより、社会保険料と税との協調性を高める改革が、今後求められていくと考えられる。

主任研究者：

金子能宏 (国立社会保障・人口問題研究所)

分担研究者：

漆原克文 (川崎医療福祉大学)

加藤久和 (明治大学政治経済学部)

本田達郎 (医療経済研究機構)

佐藤雅代 (北海道大学公共政策大学院)

宮里尚三 (日本大学経済学部)

島崎謙治 (国立社会保障・人口問題研究所)

小島克久 (国立社会保障・人口問題研究所)

山本克也 (国立社会保障・人口問題研究所)

米山正敏 (国立社会保障・人口問題研究所)

尾澤恵 (国立社会保障・人口問題研究所)

酒井正 (国立社会保障・人口問題研究所)

研究協力者：

横山由紀子 (兵庫県立大学経営学部)

東修司 (国立社会保障・人口問題研究所)

等が進む中、所得・消費・資産等多様な課税ベースに適切な税負担を求めていくことが課題となる」(平成16年6月税制調査会)とされていることから、社会保障制度については、その財源を保険料から目的税化した消費税にすべきとの議論や年金の基礎的部分は税財源によるべきとの議論など、税制に関する議論が出ている。平成19年度の税制改正に関する答申においても「歳出削減を徹底して実施した上で、それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対する安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないよう」こと、そのために「税制が経済や財政にどのように関わるかというマクロ的な視点、税制が企業や家計にどのように関わるかというミクロ的な視点に立った分析が必要である」ことが指摘されている。

したがって、本研究では、少子高齢化の進展と経済環境の変化の中で、持続可能な社会保障制度の構築にはどのような税制のあり方が望ましいかについて方向性を見出すための研究を行うことを目的とする。

A. 研究目的

税制については、少子高齢化の進展と経済環境の変化の中で、財政再建と経済成長を両立させることを踏まえ、改革が進められている。「その際、個人のライフスタイルの多様化

B. 研究方法

1年目(平成17年度)は、各種統計データ・文献収集、転嫁と帰着に関する文献研究、各方面(社会保障制度、経済、財政等)の専門家からヒアリングを行い、これらの成果に制度論的分析を加えた論点に基づき、計量分析等を行った。とくに社会保障財源において消費税を利用すべきかどうかの議論が進んでいるなかで、税の転嫁と帰着の分析に重点を置き、時系列分析を行うとともに大企業に対するアンケート調査を実施した。

また、制度分析では、社会保障の財源として、社会保険料と税金のどちらが社会的公平の観点から望ましいかという論点について、文献に基づく制度論的研究を行った。また、EU諸国の動向やOECDによる財政動向の分析、および児童扶養控除、家族手当、払戻型児童税額控除、非払戻型児童税額控除の諸制度を経験した国であるカナダや税制による子育て支援をとっているアメリカとの比較研究を行った。

2年目(平成18年度)は、マクロ的な視点から、まず社会保障財源における税の占める割合の推移を検討し、回帰分析を利用して社会保障財政を支える経済成長率を推計した。また転嫁と帰着については、「賃金構造基本調査」の公表データを利用して賃金・雇用への影響を示す帰着の実証分析を行うとともに、中小企業に対するアンケート調査を実施した。(倫理面への配慮)

実証分析の際には、個人情報かわからない公表統計からの集計データを用いた。またアンケート調査は、個人情報に係わらない企業に対する調査を実施したため、個人情報保護等における倫理面での問題は生じなかった。

C. 研究結果

1年目(平成17年度)

・実証分析

消費税の転嫁に関する実証分析については、1997年の消費税引き上げは、消費者物価指数の変化に転嫁している。本間・滋野・福重(1995)による先行研究と同様の推定式を用いた場合、消費税導入では3%の消費税率に対して、1%ポイントの影響だったのに対して、97年の場合には、2%の引き上げに対して1%ポイント以上の影響であり、転嫁の程度は97年の方が大きかった。次ぎに、マクロ経済学で注目されている各財の間で価格伸縮性に相違があることに留意し、渡辺・細野・横手(2003)が提示した価格粘性性の指標を説明変数に加えた場合の価格転嫁に関する実証分析を行った。その結果、消費税導入時点と97年の消費税率引き上げともに価格転嫁が生じていることを示す推定結果が得られた。さらに、近年の市場構造の変化に留意して、市場支配力の指標としてハーフィンダール指数及びK社上位集中度を説明変数に加えた場合でも、97年の消費税率引き上げについて価格転嫁が生じていることを示す推定結果が得られた。

社会保険料の事業主負担に関する帰着について、海外研究を中心にサーベイを行うと同時に、日本の介護保険制度を取り上げ、実証分析を行った。介護保険料負担の有無が年齢階層によって異なることを利用した実証分析では、事業主負担の賃金への帰着が見られた。

年金制度改革の検討課題として、基礎年金の国庫負担に消費税を利用することが上げられている。独自のマクロ計量モデルを用いて基礎年金の給付全額を消費税で賄う場合の試算を行った結果、2050年度ではおよそ6.6%程度の消費税率上昇が必要であることが示された。年金制度の負担と給付の関係の在り方について、スウェーデン方式（最低補償年金のある概念上の拠出立て年金制度）を採用した場合の影響をシミュレーション分析した結果、経済厚生は必ずしも改善されない場合があることが示された。

・制度分析

社会保障の財源として、社会保険料と税金のどちらが社会的公平の観点から望ましいかということは、制度分析の重要な論点である。この点に関して、文献研究に基づく制度論的分析により、社会保険料の性格は、「給与税・賃金比例税」、「外形標準課税」である。事業主負担も労務費であるが、労働組合との交渉コスト等により賃金が下方硬直的であれば事業主負担の完全な後転は生じないなど社会保険料の帰着・転嫁は簡単ではないこと、及び短時間労働者に社会保険料賦課すると年金の

1号被保険者より安い保険料で高い給付が受けられるといった問題があることが明らかになった。

OECD（経済協力開発機構）の研究動向や先進諸国の改革動向についてヒアリング調査を実施した結果、次の点が明らかになった。社会保険方式は、ドイツやフランスの社会保障制度において中心となる財源調達方法であるが、今後の社会保障費用の増加に対して、社会保険方式以外の財源調達方式の追加等の修正は必要と認識されている。

また、児童扶養控除、家族手当、払戻型児童税額控除、非払戻型児童税額控除の諸制度を経験した国であるカナダにおけるヒアリング調査により、カナダが1992年に家族手当を廃止して払戻型税額控除に一本化した理由は、水平的平等よりも貧困対策をより重視するものに政策を転換したためであることが理解された。さらに、アメリカにおける人的控除の有無による世帯属性別にみた実効税率の試算を行った結果、標準控除と人的控除、そして子女扶養控除の効果を試算した。その結果、アメリカの子どもがいる世帯に相当な規模の支援が税制を通じて与えられており、その程度を我が国（の相当する制度）と比較すると、ひとり親世帯の一部の所得階層では、我が国と比べてアメリカの方が概ね2~4%程度実効負担率が低いことが明らかになった。

2年目（平成18年度）

・実証分析

平成 18 年度は、マクロ的な視点から、社会保障財源と経済成長率との関係、税財源が利用される定額給付の基礎年金と完全比例年金の比較、市町村合併による福祉費用等への影響を分析し、転嫁と帰着については、賃金・雇用への影響を示す帰着の実証分析を行うとともに中小企業に対するアンケート調査を実施した。その結果、以下の点が明らかになった。①回帰分析を用いて厚生労働省見通し（2006 年 5 月）に示された 2015 年度 41 兆円の公費負担を実現する経済成長率を試算した結果、2005～15 年度にかけて名目 3.6%の経済成長率が必要となり、持続的成長と社会保障制度との両立の重要性が確認された。②長生きのリスクも考慮し、定額給付の基礎年金部分を完全な所得比例型に変更した場合のシミュレーションを行った結果、所得比例型は定額給付より社会厚生が低くなる場合がある。③市町村合併により、歳入に占める公債比率が上がり、社会福祉費や児童福祉費老人福祉費は伸びが小さくなるのに対して、生活保護費が伸びる影響が見られる。④「賃金構造基本統計調査」を用いた推計の結果、事業主負担が増えると賃金が低下するという関係が一部に見出された。このような結果の背景には、企業と労働者の長期的な関係、法定外福利、他の生産要素への代替が考えられ、事業主負担と賃金の対応関係を希薄にしている可能性がある。⑤中小企業に対するアンケート調査

によれば、社会保障財政の安定化のために仮に社会保険料の引き上げがある場合には賃金・雇用調整で対応する後転・帰着が生じやすいのに対して、仮に消費税率の引き上げがある場合には価格転嫁が生じやすいという、社会保障負担の変化に対する企業の対応の非対称性が明らかとなった。⑥社会的入院と対比した場合の介護保険の経済便益と介護保険による家族の負担軽減効果は高齢者に対する医療・介護予算の規模と比べて遜色ない大きさである。⑦障害者福祉により障害者が地域で暮らすことの社会的便益は、障害関係給付額を凌駕する大きさという推計結果を得た。

・制度分析

平成 18 年度のミクロ的な視点を踏まえた制度分析と OECD 及び諸外国の動向調査とから、主に以下の点が明らかになった。①事業主負担は利益享受説を基本とし利益享受者の参画による制度の安定的・効率的運営に正当性を見出せる。②健康保険法上事業主負担は事業主が負担することや賃金ではないが、他方、会計上や税法上は労務費として捉えられており国民所得計算や労働分配率計算上は雇用者（被用者）報酬に分類されるなど、法律上の規範性が会計制度等において貫徹されていない。④フランスでは OSG の導入とその引き上げにより社会保障の税財源への依存が高まり、ドイツでも年金給付総額の約 3 分の 1 に連邦一般財源が投入され、2004 年から疾病金庫に一般財源の補助金交付がなされているのに対して、イギリスでは税財源と社会保険料の

割合は一定であり、各国の現状は一樣ではない。社会保険方式が中心であるが、これを補う税財源の活用が進むと考えられる。⑤税制改正は、医療保険や介護保険における低所得者に対する配慮措置が、市町村民税非課税ライン等を適用基準としていることや世帯全員が非課税という状況に着目している点で高齢者の生活と関係しており、高齢者の負担の激変緩和措置を講じることは現実的な対応と考えられる。⑥カナダ連邦児童給付制度が一つの制度に整理される際に家族手当ではなく払戻型の税額控除の手法が選択された理由は、所得に応じて給付額をなだらかに変えることができる払戻型の税額控除には働くインセンティブがあるからである。

D. 考察

消費税の導入時点と97年の引き上げにおける価格転嫁は、先行研究と同じ推定式の場合でも、価格の伸縮性を考慮する場合でも、97年の価格転嫁の程度の方が消費税導入時点の程度よりも大きい結果が認められた。また、市場支配力を考慮した場合でも、消費者物価指数全体で見ると価格転嫁（前転）が生じていることが認められた。したがって、基礎年金の財源として消費税だけを活用することは、消費者物価への影響を及ぼす可能性が高く、慎重に検討すべきである。

これに対して、事業主負担が増えると賃金が低下するかどうかの帰着については、企業と労働者の長期的な関係、法定外福利、他の

生産要素への代替があり、実証分析では明確には捉えきれない。企業に対するアンケート調査によれば、社会保障財政の安定化のために仮に社会保険料の引き上げがある場合には賃金・雇用調整で対応する後転・帰着が生じやすいのに対して、仮に消費税率の引き上げがある場合には価格転嫁が生じやすいという、企業の対応の非対称性が明らかとなり、このような転嫁と帰着の把握を困難にする要因が明らかとなった。

制度分析によれば、まず、社会保険料の事業主負担の性格については、事業主負担は利益享受説を基本とし利益享受者の参画による制度の安定的・効率的運営に正当性を見出せるが、健康保険法上事業主負担は賃金ではないとされるが、会計上や税法上は労務費として捉えられているなど、法律上の規範性が会計制度等において貫徹されていないことに留意すべきである。また、社会保険料および事業主負担の規範的性格については、制度論的研究が可能であるが、その帰着・転嫁まで考えるとその影響は複雑である。したがって、制度分析においても実証分析の成果を参照し、理論的構築と考察を深めることが必要である。

このように総合的な視点から社会保険における事業主負担のあり方をめぐる問題の所在と論点を明確にすることは、関係者が社会保険料の事業主負担のあり方を議論する「共通基盤」の形成に資するものであり、本研究を契機にさらに研究を進める必要がある。

E. 結論

実証分析によれば、消費税の価格転嫁と帰着が生じる可能性は否定できない面があり、社会保障財源として消費税が重要な選択肢であったとしても、その引き上げ幅などについては慎重な検討が必要である。事業主負担の帰着については、企業と労働者の長期的な関係、法定外福利、他の生産要素への代替など複合的な要素を考慮する必要がある。税財源の利用が議論されている基礎年金の機能や負担の在り方については、本研究事業でプロトタイプとしての分析を行った、マクロ経済モデルの応用や世代重複モデルの応用は有効な手法であると考えられる。

制度分析によれば、事業主負担は、人を雇い利益を得ることに伴う社会的責任に基づく負担するものとして説明すべきである。社会保険料と消費税は帰着・転嫁まで考えると、その違いはそれほど明確ではないと考えられる。短時間労働者の社会保険料の賦課問題を解決するには、3号被保険者の負担問題まで視野に入れて検討する必要がある。

国際比較によれば、社会保険方式は、ドイツやフランスの社会保障制度において中心となる財源調達方法であるが、ドイツの近年の年金・医療における税財源の活用に見られるように、今後の社会保障費用の増加に対して、社会保険方式以外の財源調達方式の追加等の修正が進むと思われる。したがって、持続的

な制度の発展のためには、転嫁・帰着などのマクロ的な面と高齢者の生活の安定や女性の就労インセンティブなどミクロ的な面双方に着目した配慮を伴う、社会保障と税制との協調性を高める改革が、今後求められていくと考えられる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

尾澤恵, 2005年, 「家族形態の変容と子どもを持つ家族への所得保障—児童手当・扶養控除の対象の考察—」『季刊社会保障研究』41巻2号, pp.122-136.

酒井正, 2005年, 「社会保険料の事業主負担は本当に労働者が負担しているのか?」 *IPSS Discussion Paper Series No. 2005-06*

酒井正, 2006年, 「社会保険の事業主負担が企業の雇用戦略に及ぼす様々な影響」『季刊社会保障研究』Vol. 42(3) pp. 235-248

酒井正, 2007年, 「介護保険制度の帰着分析」『医療と社会』Vol. 16(3) pp. 285-301 (風神佐知子氏との共著)

2. 学会発表

酒井正, 2006年, 「介護保険制度の帰着分析」(風神佐知子氏との共著) 法と経済学会第4

回全国大会（2006年7月22日 於 政策研究
大学院大学）

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし